

白馬村通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 学校、保護者、道路管理者及び警察署等の関係者が連携して、児童及び生徒の通学路における交通安全の確保を図り、着実かつ効果的な取組を推進するために、白馬村通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 白馬村通学路交通安全プログラムに基づく取組の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路の交通安全の確保に関すること。
- (3) 啓発事業その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる機関及び団体等の代表者が指名する者（以下「委員」という。）をもって組織し、委員は白馬村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 長野県大町建設事務所
- (2) 大町警察署
- (3) 村内小中学校
- (4) 白馬高等学校
- (5) 村内小中学校PTA
- (6) 白馬高等学校PTA
- (7) 白馬村建設課・白馬村総務課
- (8) 教育委員会事務局
- (9) その他教育委員会が必要と認める関係機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会長が連絡協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、教育委員会事務局教育課教育係に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。